建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：担体流動・濾過方式（流量調整型槽）

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番4号　フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長　渡辺　嘉一
工場の所在地及び名称	北海道札幌市西区発寒十五条十三丁目4番60号　札幌ボデー工業㈱ 北海道赤平市字赤平651番地2　札幌ボデー工業㈱　赤平工場 栃木県那須郡那須町大字高久甲2691－2　フジクリーン工業㈱　那須工場 福岡県飯塚市綱分1471－7　フジクリーン工業㈱　飯塚工場

認定番号	浄化槽の名称
5－14－H－003	フジクリーンプラント　PC－51A～500A
〃　－1	PC－51B～500B
〃　－2	PC－51C～500C
〃　－3	PC－51D～500D
〃　－4	PC－51E～500E

○近畿地方整備局告示第七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年一月二十七日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社兵庫確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	安達　晴彦

(2)　変更年月日

平成二十五年十二月二十七日

○近畿地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十七日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
橋本市隅田町真土字戸立三六八番1から同市高野口町大野字下島田二八二番四まで	前	BA　八・四〇～一〇・七〇	四五・六〇（メートル）～二八五・八〇	一一・五一一（キロメートル）～一一・三二〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　八・四〇～一〇・七〇	四五・六〇（メートル）～二八五・八〇	一一・五一一（キロメートル）～一一・三二〇	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十七日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
橋本市高野口町大野字下島田二八二番四から紀の川市打田字小門五八五番二まで	前	CBA　九・〇〇～二二・二〇	一七・八〇（メートル）～四二六・六〇	一・三〇〇（キロメートル）～一二・五九九	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	CBA　九・〇〇～二二・二〇	一七・八〇（メートル）～四二六・六〇	一・三〇〇（キロメートル）～一二・五九九	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○沖縄総合事務局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十七日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第千八百九号那覇広域都市計画及び中部広域都市計画公園事業九・六・一沖縄県総合運動公園

三　事業施行期間　自昭和五十六年十一月十一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十七日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　南城都市計画道路事業三・四・一号南部東道路

三　事業施行期間　自平成二十六年一月二十七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　沖縄県南城市玉城字船越相図原、玉城字船越上間原、大里字大城前田原、大里字大城平田原、玉城字糸数世利田原、玉城字喜良原喜良原、佐敷字新里長作原、玉城字親慶原下親慶原、佐敷字新里竹枝原及び玉城字親慶原仲田原地内

使用の部分　なし